

第7期 第19回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 (18人)
4. 欠席委員 (1人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案日程

議案第69号	農地法第3条の許可申請について	(6件)
議案第70号	農地法第5条の許可申請について	(2件)
議案第71号	農地転用事業計画変更申請について	(1件)
議案第72号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	(1件)
7. 農業委員会事務局職員 (3人)

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。

本日の会議に先立ちまして、委員の皆様のお出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中18名、10番 ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは○○会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。本日は足元の悪い中、ご参集いただきまして、ありがとうございました。春は近いと申しましてもまだまだ寒い日が続いており、オミクロン株も感染がやまず、なかなか思うように活動が出来ない日が続いております。

それでは、只今から第19回農業委員会を開会いたします。本日の議案は、10件ですが、慎重なご審議をお願いしたいと思います。

本日の議事録署名人ですが、8番 ○○ ○○ 委員さん、9番 ○○ ○○ 委員さん、よろしくをお願いします。

つづきまして、早速ですが、議案審議に入りたいと思います。議案第69号、農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。なお、1番及び2番の案件につきましては、譲渡人が同じですので、一括審議をさせていただいたと思います。

○事務局

議案第69号、農地法第3条の許可申請についてご説明します。1番 譲渡人 松山市○○番地○○ ○○ ○○さん（持分：2分の1）、松山市○○○○ 成年後見人弁護士 ○○ ○○さん（持分：2分の1）。譲受人 東温市○○番地 ○○ ○○さん。土地は、○○番、畑、33㎡です。譲受人の耕作等の状況等について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は、みかんです。主な農機具の保有状況は、コンバイン、田植機、トラクターです。労働力は本人の常時1人です。耕作面積は13,239㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1号から7号のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

続きまして、2番 譲渡人 松山市○○番地○○ ○○ ○○さん（持分：2分の1）、松山市○○ 成年後見人弁護士 ○○ ○○さん（持分：2分の1）。譲受人 東温市○○番地 ○○ ○○さん。土地は、○○番○○、田、822㎡、同所字○○番、田、450㎡、同所字○○番○○、田、1,258㎡、合計3筆で合計面積は2,530㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は、水稻です。主な農機具の保有状況は、コンバイン、田植機、トラクター、動力噴霧機、草刈機です。労働力は本人と父の常時2人です。耕作面積は7,991㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1号から7号のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇 委員

譲渡人であり、〇〇さんと〇〇さんは親から農地を相続しておりますが、全て小作人に管理をしてもらっていた状況で、高齢になってきて土地を整理したいとのことで、譲渡人の方から売買の話があったようです。1番の農地につきましては、〇〇さんが作っていたので、そのまま買う事になりました。2番につきましては、小作人の数名の内、今回近所にお住まいである、〇〇さんが購入することに決まったそうです。地図は、5ページ、6ページをご覧ください。1番の場所は、〇〇神社のすぐ下にあり、小さい面積ですが、畑になっています。2番の方は、譲渡人の実家のところにある田と、ほ場整備のされた新田の方にある2枚の田になります。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

他に皆さんの方から質疑、ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。何かご意見はございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら、早速、採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局

3番 譲渡人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇〇、田、2、024㎡、同所字〇〇番〇〇、田、1、943㎡です。合計2筆で、3、967㎡です。権利内容は売買です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、田植機、コンバイン、トラクター 乾燥機、耕うん機です。労働力は本人と臨時のアルバイト3人で、計4人です。耕作面積は64,080㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1号から7号のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇 委員

地図は、7ページをご覧ください。場所は、〇〇のある〇〇地区にありまして、土地は、国道494号線から落し橋を渡ってぐるっと回った所にあります。譲渡人は、高齢になり、女性一人では耕作は難しいということで、売買することになったそうです。譲受人

は高齢ではありますが、この地域で自然農法により水稻を作っています。近所に迷惑をかけるようなこともなく、問題無いかと思っておりますので、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（会長）

皆さんの方から何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局

4番 譲渡人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番、田、715㎡、同所字〇〇番〇〇、田、899㎡、合計2筆で、1,614㎡です。権利内容は売買です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、軽トラック、コンバイン、田植機、動噴機、草刈機です。労働力は本人、父、母の常時3人です。耕作面積は20,381㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1号から7号のいずれにも該当しないため、以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇 委員

地図は、8ページをご覧ください。1枚の田は、〇〇さんの自宅の周囲の田んぼ。もう一枚の田は、〇〇と〇〇の境にある〇〇の近くになります。〇〇さんのご主人が9月に亡くなりまして、娘さんは大阪に住んでおり、将来的に農地を耕作する人がいないということで、農地を買ってくれる人を探していたところ、ちょうど近くに住んでいる〇〇さんに売買するという話ができたとのことです。〇〇さんは、ご両親と一緒に農業に従事されており、特に問題はありませんので、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんのほうから説明をいただきましたが、皆さんの方から何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

続きまして、5番目、6番の案件につきまして、譲受人が同じですので、一括審議としたいのですが、ここで〇〇委員は当事者になりますので、退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

5番 譲渡人 松山市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん、譲受人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇〇、田、2, 511㎡、同所〇〇番〇〇、田、537㎡、同所字〇〇番、田、1, 419㎡、同所字〇〇番〇〇、畑、107㎡、同所字〇〇番、畑、1, 182㎡、同所同字〇〇番、畑、11㎡、上林字〇〇番〇〇、畑、378㎡、同所同字〇〇番〇〇、畑、178㎡、合計8筆で、合計面積が6, 323㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は、水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、田植機、コンバイン、軽トラック、耕うん機、草刈機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は17, 323㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1号から7号のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。つづきまして、6番 譲渡人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。譲渡人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇〇、田、519㎡です。権利内容は売買です。作付作物は柿です。主な農機具の保有状況は、田植機、コンバイン、軽トラック、耕うん機、草刈機です。労働力は、本人と妻の常時2人です。耕作面積は17, 323㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1号から7号のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 〇〇 委員さんよりご説明をお願いします。

○委員 〇〇 委員

地図は、9ページをご覧ください。ちょうど〇〇と〇〇の大字境の辺りになります。〇〇にある農地は、一番上にある〇〇という集落にあります。譲渡人と譲受人との関係についてですが、〇〇さんのお家が申請地のところにありますが、こちらの方には既にお住まいではなく、今回、宅地を含めて農地を全て譲渡したいということで、〇〇さんと話がまとまったようです。〇〇さんは、〇〇の方で他に農地を保有しており、適正な管理がされるのではないかという見通しを持っております。以上です。

○議長（会長）

只今、〇〇 委員のほうからご意見をいただきましたが、皆さんの方から何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。

(〇〇委員着席)

続きますして、議案第70号農地法第5条第1項の許可申請についてを議題にしたいと思ひます。7番の案件について事務局より説明願ひます。

○事務局

議案第70号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

7番 譲渡人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 西条市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さんで、チップの製造販売を営んでおります。土地は、〇〇番、畑、573㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地ということで、他のいづれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は資材置場、所有権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 〇〇 委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇 〇〇 委員

地図は、10ページをご覧ください。市役所の南東の方角にあり、耕作がされていない農地の一角にあります。〇〇さんは、〇〇の奥の方で、〇〇の少し下のところで事業を営んでおりましたが、その地権者が土地を返して欲しいというというので、その代替地を探しておりましたところ、申請地を購入することにしたそうです。燃料用の木材チップを西条の工場で作ったものを運んで来て、東レ等の大きな取引先に販売しており、そのための資材置き場として利用するそうです。林野庁の資料を見ましても木材チップの需要は急激に上がっているようで、久万高原町の方でも事業を営んでいるそうです。今般、耕作がされていない農地の一角を買われますので、きちんと周辺の草を刈るとか、排水についても地元土地改良区のおりにするという事ですので、特に問題はないと思われまふ。ご審議をよろしく願ひます。

○議長（会長）

皆様から何かご意見などございますでしょうか。

○委員 〇〇 委員

申請地の面積からするとあまり広くはないが、隣地と併せて利用をするのか。

○事務局

申請地の南隣にある雑種地と一体利用するという事業計画になっております。

○議長（会長）

チップを粉砕するという事であれば、音やほこりが出るのではないか。

○事務局

資材置場ということですので、工場から運んできた木材チップをこの場所に置くだけになります。

○議長（会長）

ほかに質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて、8番について事務局より説明願います。

○事務局

8番 譲渡人 松山市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さんで、解体工事・土木工事業を営んでおります。土地は、〇〇番、田、975㎡、同所同字〇〇番、田、895㎡、同所字〇〇番〇〇、田、1,110㎡、合計3筆で面積2,980㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地として判断されます。農用地区域は、農用地区域外です。転用目的は露天資材置場及び露天駐車場です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。この案件につきましては、令和3年8月6日第13回委員会で除外意見決定済みの案件でございます。

○議長（会長）

この件につきましては、先に除外意見決定を受けておりますが、〇〇委員さんの方からご意見をいただけたらと思います。

○委員 〇〇 委員

議案5番と6番のところと近接地にあります。除外の際にも近隣の方からご意見をいただきましたが、業者の方できちんと話をされたようで、特に問題はありません。

○議長（会長）

ただいま〇〇委員の方から説明を受けましたが、皆さんの方から何かご意見はありませんか。

○委員 〇〇 委員

住宅地の周りで資材置場ができることにはなりますが、地元の意見としては、特に問題はありませんか。

○委員 〇〇 委員

〇〇さんも地元の方であり、特に問題はないものと考えている。工事を進める際にも近所の方と話し合いをしながら工事を進めるということで話が出来ている。

○議長（会長）

他にご意見、ご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。つづきまして、案第71号 農地転用事業計画変更申請について、9番の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第71号 農地転用事業計画変更申請についてご説明をします。9番 貸付人 松山市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。借受人 松山市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さんで、建設業を営んでおります。土地は〇〇番〇〇、田、2, 103、㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は農用地区域内農地で、農振整備計画において定められた農用地区域内にある農地という理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域は農用地区域内。転用目的は露天資材置場（仮設）一時転用です。権利内容は使用貸借権設定。開発許可は不要。令和3年8月3日愛媛県指令中局農振（地5）第74号の許可を受けて一時転用済みの案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇 委員

地図は、12ページをご覧ください。国道11号線に昔検問所があった所から少し松山寄りにあります。この案件は、事務局からも説明があったとおり、去年の8月に許可になった事案でありまして、国土交通省の砂防ダム工事が2月末には工事が完了することですが、その後も引き続いて、〇〇が、同じところで行う関連工事を請け負うので、一時転用許可を延長して欲しいとのことです。もし落札出来なければ、直ちに原形復旧をしますということですので、特に問題はないかと思われまますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

皆様から何かご意見などございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて、議案第72号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題にしたいと思います。10番について事務局より説明願いたいと思いますが、〇〇委員は当事者ですので退席願います。（〇〇委員退席）

○事務局

議案第72号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明します。10番所有者 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。申出者 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は〇〇番〇〇、田、207㎡、同所同字甲2309番2の一部、田、736㎡の内292㎡、2筆の合計面積499㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地ということで、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という理由から、第1種農地と判断されます。転用目的は農家住宅です。開発許可は不要。転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇 委員

地図の13ページを見てもらったと思います。場所は、〇〇という地区で、〇〇の集会所の西側になります。申出者は〇〇の代表を務められておりますが、今回農家住宅を建てたいということで、実家の近くで適地を探しておりましたが、実家の近くが土砂災害警戒区域であり、家が建てられないで困っていた折に、〇〇さんが色々と相談に乗って、土地を提供するという事になったようです。近隣の方に話を聞きましたところ、特に問題はないかと思われますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

皆様から何かご意見などございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。（〇〇委員着席）

本日の議案審議については、10件、これで全て終了しました。以上で第19回農業委員会を閉会いたします。まだまだオミクロン株の感染も続いており、経済活動も縮小するなど大変ですが、皆様におかれましてはお身体に十分気をつけてください。次回の農業委員会は3月7日に市役所4階大会議室で行います。本日は熱心なご審議ありがとうございました。